

町民菜園の利用における注意事項

① 町民菜園の目的

町民菜園は、町が地主の方から農地をお借りして、町民の皆様にお貸ししています。農業に触れることで農業に関心を持っていただき、町民菜園より規模の大きい農地を借りていただき、遊休農地の解消と農業従事者の増加を目的としています。

より長い期間、大きい規模で農業を行いたい方は、耕作しなくなった農地を直接地主からお借りできるよう斡旋（マッチング）を行っていますので、希望の方はご相談ください。

② 町民菜園の貸借期間

利用期間は申請日から次の12月24日までです。

次の一年も続けて借りたい場合は、許可証に記載されている「継続利用が可能な期間」内であれば、続けて借りることができます。（※期間を跨いで冬野菜を作ることができます。）

継続利用が可能な期間 = 町が地主から土地を借りている期間

町と地主の土地の契約期間が終了する際は、次回、契約を更新できるかわからないため、一度片付けをお願いします。

再び地主から土地をお借りできた場合は、改めて「抽選会（利用申請会）」を開催し、利用者を募ります。新しく菜園を利用したい方が出てきた場合に、平等に借りることができるよう、地主と契約が更新できた際に抽選会を開催して利用者の見直しを行っています。

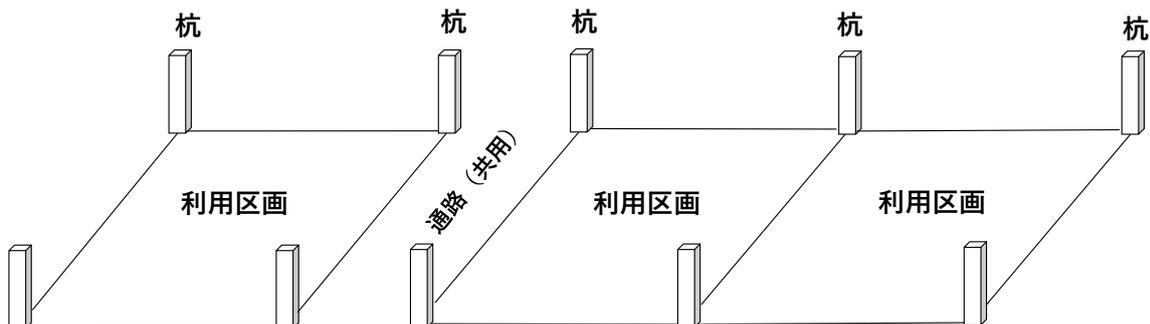
※町と地主の契約期間が終了する際は、期間を超えて野菜を作ることはできません。

地主から土地を借りることができない場合は、野菜の栽培中でも、片付けていただきますのでご承知ください。

③ 申請できる区画数

抽選会では、原則1人1区画しか申請できませんが、余っている区画があれば複数申請することができます。申請は公平に1人1区画となるため、もともと複数の区画を利用していた方は、他の方に利用される場合があるのでご承知ください。

④ 利用区画の見方について



利用区画の境は、杭で判断してください。

四隅を杭で結んだ線の中が利用区画です。

区画の外は共用の通路となります。（通路がない場合もあります。）

⑤ 町民菜園の利用上の注意

(1) 草刈りについて

利用区画内の草刈りをお願いします。また、区画の外の土手や共同で利用する通路についても草刈りのご協力をお願いします。

(2) 栽培できる作物について

永年作物（貸付期間を超えてしまう果樹、植木など）の栽培や、水稲耕作はできません。

(3) 栽培作物の販売について

販売目的で野菜を栽培することはできません。

営利目的で野菜を売りたい、出荷したいという方は、町民菜園ではなく農地バンクを利用した貸借、農地法第3条による貸借、または「農地の取得」をお願いします。いずれも詳細については、役場の農林係までご相談ください。

(4) 利用菜園の転貸について

利用菜園のまた貸しをすることはできません。

(5) 町民菜園の土について

耕作に必要なものを土に入れることはできません。

また、土の持ち出しもできません。

(6) 農薬等の使用について

耕作に必要な農薬のみ使用することができます。

隣の畑や区画に影響を及ぼすような農薬を使用することはできません。

(7) 鳥獣被害について

場所にもよりますが、山側ではシカやイノシシ等、その他では鳥やハクビシンによる被害が発生する場合があります。対策として簡易的な防除ネットの設置はできます。ただし、区画を返却する際は必ず利用期間内に撤去してください。

(8) 設備の設置について

簡易的な設備（トマトの雨除け等）の設置はできますが、ビニールハウスや機械を入れる小屋など本格的な設備を設置することはできません。撤去を指導したり、今後、町民菜園を利用禁止とする場合があるので注意してください。

(9) 利用区画の返却について

区画を返却する際は、利用期間終了までに、必ず道具やゴミなどの片付けを行い、次の方が使える状態で返却してください。整地されていない場合や、設備やゴミが残っている場合は、後日、連絡をいたしますので片付けをお願いします。

⑥ その他

利用者から「水がない」、「土の水はけが悪い」、「隣の利用者の使い方が悪い」といった相談がよく寄せられます。事前に土の状態や立地条件を確認してください。

また、利用者のなかには、「長年農業を行っている方」、「農業未経験者」、「日中は仕事をされている方」など様々な事情の方が利用していますのでご理解をお願いします。

利用者の皆さんが気持ちよく利用できるように、ご協力をお願いします。